

初開催 教育に関する理解深めた

山田町教育フォーラム

1月8日、町中央公民館を会場に「山田町教育フォーラム」が初開催されました。会場には町内の教職員、保護者、地域住民など約120人が集まり、子どもたちの教育環境の充実や授業力向上に向けた取り組みについて理解を深めました。

学力日本一の村 東成瀬村教育長が講話

「学力日本一の村」として知られる秋田県東成瀬村の鶴飼孝教育長が「凛と輝く学びの里をめざして」と題し、同村における教育実践例について紹介しました。

学・食コラム



小中連携や教職員研修の在り方など、本町の課題でもある点について講話いただき、参加した教育関係者は、熱心に耳を傾けていました。また、鶴飼教育長は「価値観の違う人々とのように生きて、新しい価値をつくっていくかがあらゆる教育活動の根本」と強調。小中連携を異なる価値観に触れさせる機会と捉え、その必要性を語りました。

学・食コラム⑤ 給食開始へ向け準備を

平成32年4月の学校給食開始に先駆け、32年1月から3月までの間に、試験的に数回、学校給食を行います。現在、本町の学校給食は大浦小学校の自校給食でのみ行われており、センター方式での学校給食の提供は初となります。試験運用期間を設けることで、センター内の運用や各学校への配送、昼食時間中の動きなどの最終確認や調整を行い、4月からの学校給食のスムーズな開始に備えることができます。また、学校給食センターの建設工事は、昨年7月から始まり、今年6月に完成する予定です。昨年6月からは、運営方法や地場産物の活用に関する検討委員会なども設置されており、学校給食の実施に向けた細かな部分について、協議が進んでいるところです。

各家庭でも、食事の栄養バランスやマナーなどについて、子どもたちと積極的に話し合いながら、学校給食の開始へ向けて準備していきましょう。

授業力向上プロジェクト メンバーによる提言

シンポジウムでは、町内教職員からなる「授業力向上プロジェクト」のメンバーが、2年間の取り組みの紹介と今後への提言を行いました。国語部会からは嶋崎幸子先生（豊間根中）が「教材の魅力伝える授業づくり」や「複数による教材分析」の重要性について提言。数学部会からは金崎恵理先生（船越小）が「小・中のつながり」「資質・能力のつながり」の大切さを提言し、これからの山田の教育について考える機会となりました。

教育振興運動 事例について発表

豊間根中学校の岸田真一（まこと）副校長は、豊間根地区の教育振興運動の事例発表を行いました。情報機器を適切に使用する家庭でのルール設定を目的に取り組んだ「メディアコントロールデー」や、防災教育活動の取り組みについてなどを紹介。特に、防災教育活動については、地域・学校・行政の連携のもと、防災意識を高める活動が実施されたことを強調し、継続して実施していきたいと、今後の展望を話しました。

奨学金・就学援助制度 利用希望者の相談受付

町では、経済的理由などで就学が困難な児童や生徒たちが、安心して学べる環境を支援するため、奨学金制度や就学援助制度を設置しています。利用を希望する人はご相談ください。

◆**問い合わせ** 町学校教育課総務係 (☎82-3111 内線316) へどうぞ。

奨学金制度

山田町育英会と伊藤育英会では、平成31年度の奨学生を募集します。

【応募資格】 町内在住で、家計が学業の継続に困難な状況にあるが、奨学金の貸与・給付で継続が可能な人

※山田高校に進学する人は、町外在住でも応募資格を有します。

◆内容

◎**山田町育英会(給付)**

▽採用人数 ▼高校生：3人 ▼短大生・専門学校生：2人 ▼大學生：5人

▽奨学金(月額) ▼

高校生：2万円 ▼短

大生・専門学校生・大学生：5万円

※成績や素行の不良、退学などの場合は返還を求められることがあります。

◎伊藤育英会(貸与)

▽採用人数 1人(4年制大学に進学予定の人)

▽奨学金 月額5万円

▽返還方法 卒業後20年間で▼

月払い ▼半年払い ▼年払い

(無利子)

▽返還免除 貸与金額の2分の1相当額を滞滞なく返還した場合、残余の返還を免除

◆**申込方法** 町学校教育課に備え付けの願書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出してください。

※願書は町ホームページにも掲載しています。

◆**申込期間** 2月1日〜3月18日

就学援助制度



町では、経済的理由や東日本大震災で被災した事により就学費用の負担が困難であると認められる小・中学生の保護者に対し、学用品や通学用品、修学旅行などの費用の一部を援助します。援助を希望する人は、ご相談ください。

▽対象者

▼町民税が非課税または減免されている方

▼児童扶養手当が支給されている方

▼東日本大震災で被災し、生活に困窮していると町教育委員会が認めた方

▼その他、経済的に困りの方で町教育委員会が援助を必要と認めた方

※同制度の申請書の提出先は各小・中学校になります。

学区外通学や区域外就学 希望する場合は申請を



いずれかの許可事由に該当し、学区外通学や区域外就学を希望する方は申請してください。申請方法やご相談など、詳しくはお問い合わせください。

なお、学区外通学および区域外就学とも、通学方法については、保護者が責任を持つ場合に限り認められます。

◆**申請先・問い合わせ** 町学校教育課総務係 (☎82-3111 内線313) へどうぞ。

教育委員会から指定された学校以外の町内の学校へ児童生徒を通学させたい場合(学区外通学)には、申請が必要です。また、山田町に住所をおいたまま山田町外の学校へ通学させたい場合(区域外就学)も同様です。下記の

	学区外通学	区域外就学
許可事由	①学年途中に通学区域外に転居したとき ②入学後に転居の予定があり、異動するまでの間、現住所から転居予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ③保護者の共働きなどで下校後児童生徒を監護する者が家庭にいないため、祖父母宅など預り先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ④短期間の転居で、また元の通学区域に戻ることが予想されるとき ⑤就学指定校に特別支援学級が無いため、特別支援学級が設置されている学校の特別支援学級に通学するとき ⑥そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき(いじめ、不応、児童虐待など)	①学年途中に町外に転出したとき ②町内の特別支援学級に在籍している児童生徒が町外に転出したが、転出先市町村の学校に特別支援学級が無いため、引き続き町内の特別支援学級に在籍を希望するとき ③国立もしくは私立の小学校または中学校に入学する場合 ④そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき(いじめ、不応、児童虐待など)